

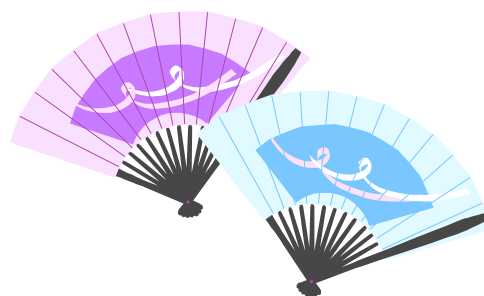
# 佐倉市 農業委員会だより

第90号 令和4年3月

発行 佐倉市農業委員会  
〒285-8501  
千葉県佐倉市海隣寺町 97  
TEL 043-484-6285(直通)  
佐倉市ホームページ  
(<http://www.city.sakura.lg.jp>)

## 主な内容

- 農業委員会会長あいさつ……………1頁
- 農地の権利取得について……………2頁
- 遊休農地の利用促進……………2頁
- 農業者年金のお知らせ……………3頁
- 全国農業新聞のお知らせ ……3頁



農業委員会会長挨拶



会長 石田 和久

日頃から当委員会活動に対しまして、農家の皆様はもとより関係機関の皆様方に深い御理解と御協力を賜り、深くお礼申し上げます。

さて、昨年も、新型コロナウイルス感染症が収束せず、日本をはじめ、世界中で猛威を奮い、農業にとっても、厳しい状況が続いております。

本年は、新型コロナウイルス感染症の早期収束により、農業をはじめ、日常の生活が戻る事を願い、農業委員会一丸となって、邁進して参りたいと考えております。

最後に、皆様の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

農地の権利取得における下限面積について変更します。

農地を耕作目的で売買、贈与、賃借権（権利の設定・移転）する場合、農地法第3条の規定による許可が必要であり、この許可の要件の一つとして下限面積要件があります。（農地の権利取得する者が、5,000㎡以上耕作していなければならない。）その下限面積について、下記により、変更をいたします。

記

- 1 設定区域 佐倉市内全域
- 2 別段の面積
  - 農業振興地域（農用地区域外）及び市街化区域の「畑」 4,000㎡
  - 上記以外 5,000㎡
- 3 適用時期 令和4年4月1日から

遊休農地の利用促進をお願いします。

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が、担当区域の、農地の調査を実施し、遊休農地等の現状を把握しました。（市内では、農地、約3千ヘクタールの内、約125ヘクタールの遊休農地が確認されています。）令和3年度調査



数十年耕作がされていない田

農地法において、農地所有者は、農地を適正かつ効率的に利用する責務があることが規定されています。

様々な事情で耕作を続けるのが難しく、農地の維持管理が困難で貸付・譲渡を希望される場合は、地元の農業委員または、市農政課、農業委員会事務局までご相談ください。

遊休農地は、雑草雑木の繁茂や害虫が発生し、周辺で耕作をしている農業者に迷惑を及ぼすこととなりますので、農地所有者においては、責任を持って管理し、他人に迷惑を及ぼさないようにしてください。

**農業者年金が、さらに便利になります！**

**～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～**

● **ポイント1** 令和4年1月から

若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます。

(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます。)

※35歳未満で一定の要件を満たす方は、保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。

● **ポイント2** 令和4年4月から

農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります。

(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます。)

農業者老齢年金：65歳以上75歳

特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)

※昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象

● **ポイント3** 令和4年5月から

農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます。

(60歳以上65歳未満の方も加入できます。)

※20歳以上60歳未満の加入可能年齢条件が、65歳に引き上げ

●積立方式で年金額は加入者・受給者数に左右されない、少子高齢化時代に強い年金です。

●認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、国が保険料を一定の割合で負担する制度もあります。

●年金は終身受給できます。加入者が80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取る予定であった年金を遺族が受け取ることができます。

加入のお問い合わせは、農業委員会又は下記まで。

**独立行政法人農業者年金基金** 電話：03-3502-3199  
ホームページ：<http://www.nounen.go.jp>

**全国農業新聞を購読しよう**

全国農業新聞は、農業経営に役立つ農業総合専門誌として、高い評価を受けています。毎週金曜日発行で、購読料は月700円(税込)です。

購読のお問い合わせは、農業委員会又は下記まで。

東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル  
全国農業新聞 新聞業務部 電話：03-6910-1130

